

平成22年 月 日
消費者庁食品表示課

乾めん類品質表示基準等の見直し開始に伴う御意見募集

1. 意見募集の趣旨・対象

消費者庁では、以下の品質表示基準の見直し作業を行います。

つきましては、下記の要領にて国民の皆様から広く御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。

- (1) 乾めん類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1639号）
- (2) めん類等用つゆ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1670号）
- (3) チルドぎょうざ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1679号）
- (4) うなぎ加工品品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第589号）

※ 別添1～4参照

2. 意見募集期間

平成22年7月 日から平成22年8月 日まで

3. 御意見の提出方法

御意見は、1.に関する現状の問題点とその改善案、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) FAX
- (3) 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「〇〇品質表示基準に関する意見」と御記入ください）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種） 任意
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス（お持ちの場合）
- 【7】意見

4. 意見提出先

住 所：〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 5階
消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

F A X：03-3507-9292

E-MAIL：i.shokuhin@caa.go.jp

5. 注意事項

- ファックスでお送りいただく場合には、表題を「〇〇品質表示基準に関する意見」としてください。
- 郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。
- 御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

別紙

乾めん類品質表示基準等の見直しの理由及び内容（案）

	品質表示基準名	見直しの理由及び内容
1	乾めん類品質表示基準	マカロニ類品質表示基準の規定とあわせ、「調理方法」を一括して表示することが困難な場合に、欄外への記載を行えることができるか検討を行う
2	めん類等用つゆ品質表示基準	原材料名の記載方法について、しょうゆ品質表示基準との整合性を図って、文言を統一する必要があるか検討を行う
3	チルドぎょうざ類品質表示基準	チルドぎょうざの形状について、現行の基準に適合しない形状のものについての実態にあわせ、新たに当該基準に追加が必要か検討を行う
4	うなぎ加工品品質表示基準	うなぎ加工品の原材料となる業務用生鮮食品の表示義務を明確にする必要があるか検討を行う

上記のいずれの品質表示基準についても、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうか検討を行う。

(参考)

消費者庁では品質表示基準の制定・見直しにあたって、消費者が飲食料品等の購入に際しての選択を手助けする手段として、消費者にわかりやすく、事業者を使いやすい基準になるよう、流通実態や国際基準の動向のほか、日頃から寄せられる提案・苦情も参考としています。

また、現行の個別食品の品質表示基準は、実態に合ったものかどうか検証するため、定期的な見直しを行うことにしていますが、その際には、分かりやすい表示ルールを実現する観点から、個別食品の品質表示基準により上乘規定している表示項目や表示ルールの必要性を検討し、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうかも含めて検討することにしています。